

平成 30 年 7 月 10 日

各指定重度訪問介護事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
(担当：川本・高橋 06-6208-8245)

重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いについて（通知）

平素は、本市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、平成 30 年度の報酬改定により、重度訪問介護における二人の介護従業者による支援について、従来の二人介助の要件に加え、新たに「意思疎通が困難、または適切な体位変換等の支援を要する障がい支援区分 6 の者に対して、事業所に新規採用された介助者が支援を行う場合、当該利用者の支援に熟練した介助者が同行し支援を行う（以下「熟練従業者による同行支援」という。）」場合についても二人介助として算定が可能となりました。

つきましては、厚生労働省からの留意事項通知等に基づき、本市の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

本件についてご不明点がある場合は上記担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

記

1 重度訪問介護における二人介助の要件について

熟練従業者による同行支援の要件（※平成 30 年 4 月 1 日より追加）

意思疎通が困難、または適切な体位変換等を要する障がい支援区分 6 の方に対して、事業所に新規に採用された従業者（以下「新任従業者」という。）が支援を行う場合、当該利用者の支援に熟練した従業者（以下「熟練従業者」という。）が同行し支援を行う。

※二人介助の対応のため、従来の二人介助と同様、従業者 2 人にそれぞれの時間数を算定します。

（参考）従来の二人介助の要件

次の厚生労働大臣が定める要件を満たす場合において、同時に 2 人の介護従業者が 1 人の利用者に対して介護等を行う場合

【厚生労働大臣が定める要件】

2 人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。

- 一 障がい者等の身体的理由により 1 人の従業者による介護が困難と認められる場合
- 二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 三 その他障がい者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

2 利用者の要件について

次の両方の要件を満たす方

- ・障がい支援区分6の方
- ・新任従業者だけでは障がい特性を理解した適切な支援が十分に受けられないと見込まれる方

3 新任従業者及び熟練従業者の要件について

(1) 新任従業者

- ・事業所に新規採用されてから6か月以内の重度訪問介護従業者
- ・当該利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除きます。
※事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6か月を超過することも可能とします。

(2) 熟練従業者

当該利用者の障がい特性を理解し、適切な支援を提供できる者であり、かつ当該利用者への支援について、当該利用者及び事業所から十分な評価がある重度訪問介護従業者
※新任従業者と異なる事業所である場合、また複数の新任従業者に同行する場合も可能とします。

4 熟練従業者による同行支援の支援内容について

新任従業者が支援方法を習得するまでの間、熟練従業者が同行し共に支援を行う。

- ・コミュニケーション技術
- ・適切な体位変換等全ての支援内容を伝達（※見守り時間を含む）

※算定の対象とならない例

- ・熟練従業者が行っている支援に、見学のみを行うため新任従業者が同行する場合
- ・従来の二人介助の支援に対して、更に熟練従業者が同行する場合
※三人介助となるため認められません。

5 支給決定について

(1) 支給決定時間及び期間

- ・支援方法の伝達及び修得を行うために必要な期間において、新任従業者ごとに原則120時間以内で必要な時間数を現在支給決定を行っている時間数に加え対応します。
- ・原則として1人の利用者に対して、年間で3人の新任従業者に算定できるものとします。

※熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性及び当該利用者の状態像、新任従業者の経験等を踏まえて必要な時間及び期間を個別支援計画に定めていただきますようお願いします。

※新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、当該利用者ごとに120時間以内とします。

※年間3人の算定の管理については、各事業所において別添1のとおり、受給者証へ記載し、各事業所間で確認をお願いします。従事状況によりやむを得ない場合は年間3人を超える場合も可能とします。（届出は不要ですが、必要に応じて聴き取りをさせていただく場合があります）

(2) 支給決定

- ①現在、支給決定を行っている時間内で対応が可能な場合、申請及び届出等は不要です。
- ②現在、支給決定を行っている時間数では対応ができない場合、利用者へ同意いただいたうえで、お住まいの区保健福祉センターへ利用者の意向により記載された「介護給付費支給量等変更申請書」、事業所において作成された個別支援計画、新任従業員の経験等のわかるものをご提出いただきますようお願いいたします。

また、支給量変更にあたっては、サービス等利用計画書の作成が必要であることから、計画相談支援をご利用されている利用者については、指定特定相談支援事業所と十分連携していただきますようお願いいたします。

申請に基づき、区保健福祉センターにおいて支給決定を行い、受給者証及び決定通知書へ^{別添2}のとおり記載し交付しますので確認をお願いします。

(新任従業員の経歴や利用者の状態像から、時間数及び期間の必要性について、聴き取りを行う場合があります。)

【参考】

支給決定時間＋必要時間	必要書類	支給決定	事業所
①支給決定時間内	不要	改めて支給決定は行いません。	受給者証記載 (※別添1)
②支給決定時間超	- 介護給付費等支給量等変更申請書 - 支援計画書 - 新任従業員の経歴書	支給決定を行います。 受給者証、決定通知書表記 (※別添2)	

6 報酬算定について

個別支援計画に基づき、新任従業員が熟練従業員から支援方法の伝達及び伝達にかかる支援を同時に2人で行った場合、それぞれの従業員に対し、所定単位数の100分の85を算定します。

(参考) 従来の二人介助

個別支援計画に基づき、同時に2人で行う必要がある介助を行った場合、それぞれの従業員に対し、所定単位数を算定する。

(1) 新任従業員が1名で支給決定を行う場合

受給者証へ従来の支給決定時間と同行支援時間が合算され表記されます。

(例) 支給決定時間360時間(従来の支給時間300時間＋新任従業員の同行支援60時間)
同行支援可1人、60時間の記載がある場合

◆所定単位数の100／100の算定

360時間－120時間(新任従業員60時間＋熟練従業員60時間)
＝240時間(通常どおりの算定)

◆所定単位数の85／100の算定

120時間（新任従業者60時間＋熟練従業者60時間）

新任従業者及び熟練従業者それぞれに85／100の算定となります。

（2）新任従業者が3名で支給決定を行う場合

受給者証へ従来の支給決定時間と同行支援時間が合算され表記されます。

（例）支給決定時間370時間

同行支援可3人、70時間の記載がある場合

◆所定単位数の100／100算定

370時間－140時間（※）

（※新任従業者3人 A30時間＋B20時間＋C20時間＋熟練従業者70時間）

＝230時間（通常どおりの算定）

◆所定単位数の85／100の算定

140時間（新任従業者3人合計70時間＋熟練従業者70時間）

新任従業者及び熟練従業者それぞれに85／100の算定となります。

【別添 1】

＜受給者証（七）～（九） 記載例＞

番 号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその 事業所の名称	中之島ヘルパーステーション	同行支援 1人
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月 130時間 分	中之島 ヘルパー
	契約日	令和 2 年 5 月 1 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
2	事業者及びその 事業所の名称	大阪介護ケア	同行支援 2人
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月 100時間 分	大阪 介護
	契約日	令和 2 年 5 月 1 5 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
3	事 事 サ	(記載例) 「事業者及びその事業所の名称」の空いている箇所へ各事業所において「同行 支援 ○人」と記入する。空きスペースがない場合は右端を利用し記入も可。	
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	令和 年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		

＜決定通知明細書 記載例＞

受給者証番号		9001234567		支給決定障がい者 (保護者) 氏名		大阪 太郎	
決定年月日		令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日まで					
支給決定に かかる児童		居住地					
		氏名					
変 更	サービス種類	サービス内容		支給量	支給決定期間		
					開始		終了
	重度訪問介護	著しく重度該当		300.0	令和 2 年 5 月 1 日	令和 3 年 4 月 30 日	
		うち移動中介護の加算対象時間数		51.0			
	【令和 2 年 5 月】		【令和 2 年 6 月】		【令和 2 年 7 月】		
	同行支援対応 1 人、6 0 時間		同行支援対応 1 人、4 0 時間		同行支援対応 1 人、2 0 時間		
	うち移動中介護 3 0 時間		うち移動中介護 2 0 時間		うち移動中介護 1 0 時間		
	合計 360 時間 (うち移動 81 時間) 合計 340 時間 (うち移動 71 時間) 合計 320 時間 (うち移動 61 時間)						

現行の支給決定時間に支援計画記載の同行支援時間（上限 120 時間）を合算した場合は、記載例のようにそれぞれ表記されます。

※同行支援対応時間を含めない現行の
/ 支給決定時間数のまま

＜受給者証 記載例＞

介護給付費の支給決定内容	
障がい支援区分	区分 6
認定有効期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 4 年 4 月 30 日まで
サービス種別	重度訪問介護
支給量等	「著しく重度該当」 300.00 時間／月 R2.5.1～R3.4.30 うち移動中介護の加算対象時間数 51.00 時間／月 R2.5.1～R3.4.30 【同行支援可】（1 人、1 2 0 時間）
支給決定期間	令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日まで